

(タクシー・ハイヤー) 予約不要

令和7年度整備管理者選任後研修の受講方法について

関東運輸局 神奈川運輸支局

1. 受講対象者

一般乗用旅客自動車運送事業者のうち神奈川県内に所在する営業所において選任されている整備管理者であって、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 令和6年度整備管理者選任後研修を受講していない方
- (2) 整備管理者として新たに選任された方

2. 受講申込について

予約は不要です。当日会場で受講票の記載をお願いします。

※タクシー・ハイヤー事業者以外の方、神奈川県外に所在する営業所の方は受講をご遠慮ください。

3. 当日の携行品

- ・顔写真付きの本人確認書類（個人番号カード、自動車運転免許証、パスポートまたはこれらに類するもの）
- ・筆記用具
- ・テキスト代

4. 研修時の注意事項

- (1) 当日受付時に本人確認を行いますので本人確認書類をご用意ください。なお、ご本人確認ができない場合は研修を受講することができません。
- (2) 当日の受付はお一人ずつ行います。（代表者が複数人をまとめて受付することはできません。）
- (3) 研修受講にあたっては体温の測定及び体調状態の確認をしてください。異常があった場合または2週間以内に発熱や感冒症状のあった方は受講を控えてください。
- (4) 研修受講者用の駐車場は用意しておりません。各会場への来場は公共交通機関をご利用下さい。
- (5) 災害等やむを得ない事由により、研修の内容、日時、場所などを変更又は研修を中止する場合があります。その際は、神奈川運輸支局ホームページにてご案内いたしますので、開講前にご確認の上、ご来場ください。

5. 研修修了の証明

当該整備管理者手帳の研修修了証明欄に押印いたします。

6. オンラインによる整備管理者選任後研修のお知らせ（予定）

今後、対面による研修のほか、オンラインによる研修を予定しております。日程や実施方法など詳細が決まりましたら、関東運輸局及び神奈川運輸支局 HP にてお知らせいたします。

